

新学期以降のマスク着用に関する考え方等について

西岐波小学校

すでに報道等でご承知のことと存じますが、国や県のガイドライン等に従い、令和5年4月1日以降の新学期からは、「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対してマスクの着用を求めないことが基本」となります。ただし、様々な事情によりマスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合もあることから、マスクの着用については、ご家庭の判断でお願いします。学校では、マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう指導しますので、ご家庭でも同様にご配慮ください。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症対策については、以下のとおりです。引き続きご協力をお願いします。

今後、国や県のガイドライン等が変更になった場合は、再度お知らせします。

【新学期からの新型コロナウイルス感染症対策】

- 1 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、自宅で休養してください。
- 2 毎朝の検温及び健康観察カードの提出等の感染対策は、これまで通りです。
- 3 給食等の飲食の場面では、手洗いの徹底、換気の確保、座席配置の工夫などの措置を講じることにより、「黙食」は求めません。
- 4 「感染が判明した場合」、「濃厚接触者に特定された場合」、「発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合」、「同居の家族に未診断の発熱等の症状がある場合」などは、出席停止の措置を取ります
- 5 感染のリスクが比較的高い学習活動場面に応じた一定の感染症対策を講じます。